

○佐賀県内水面漁場管理委員会指示第68号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び同法第171条第4項の規定により、水産動物の資源保護のため、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第47条の規定による試験研究等のための採捕については、この限りでない。

令和5年12月13日

佐賀県内水面漁場管理委員会
会 長 有 吉 敏 和

- 1 嘉瀬川の佐賀市大和町の川上頭首工（魚道を含む。）から下流同市同町惣座橋までの区域においてすべての水産動物の採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和6年1月1日から令和10年12月31日までとする。